

<対象工事について>

Q19: 空き家はどんなものが対象ですか。

戸建て住宅または併用住宅で、おおむね1年以上居住のために使用していない個人所有のものが補助対象です。

Q20: 別荘は対象ですか。

別荘は対象となりません。

Q21: 空いている家（建物）だけ壊す工事は補助対象ですか。（※令和8年4月1日改正）

原則としてその敷地を更地にする工事が対象となりますので、空いている家（建物）だけでなく、物置や塀、立木、庭石などすべて除却する必要があります。

なお、特定空き家等の認定要件となった建物等のみの除去をした場合には、更地にする工事でも補助対象となります。（詳細はお問い合わせください。）

Q22: 道路改良の補償物件ですが、補助対象となりますか。

補助対象外です。その他、都市計画法第29条に規定する開発行為に伴うもの、千曲市宅地開発等指導要綱に規定する開発行為等に伴うもの、他の補助制度を利用している場合は対象外です。

Q23: 空き家の解体に併せ、家財処分を行う予定です。一緒に行う場合は補助対象となりますか。

家財道具の処分は補助対象外です。提出書類について、見積もりの内容は、補助対象と補助対象外が明確に判別できるよう整備する必要があります。